

再生可能エネルギー地域間連携に関する六都道県協定の締結について

温暖化対策課

1 協定の締結・目的

本県は、北海道、青森県、岩手県、山形県とともに、東京都と「再生可能エネルギー地域間連携に関する六都道県協定」を平成22年3月26日に締結した。

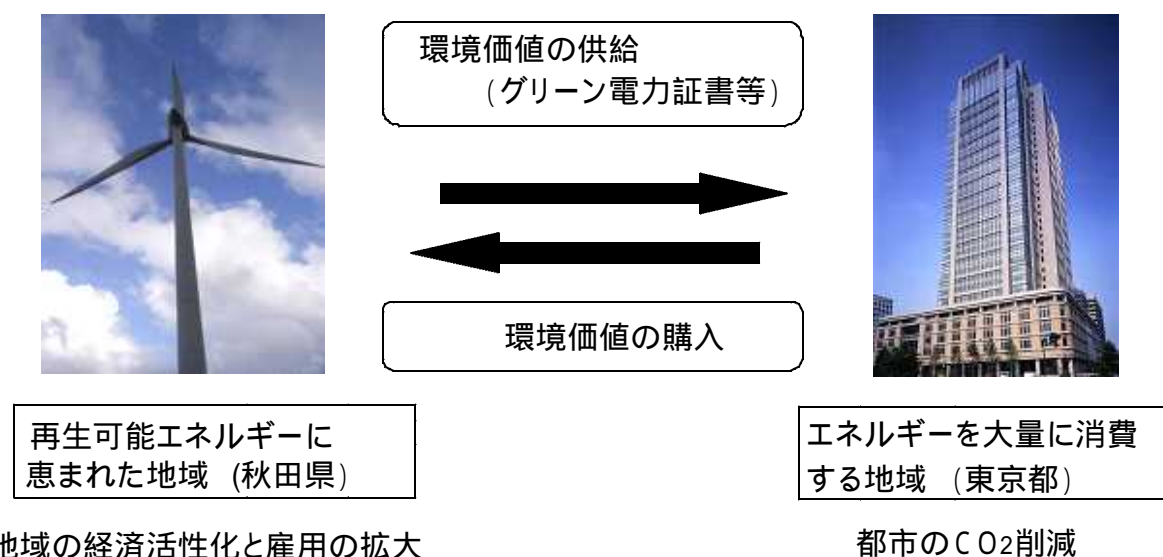
この協定は、都市における「再生可能エネルギー需要」と、地域が創り出す「再生可能エネルギー供給」を結び付けることにより、都市のCO₂削減と地域の経済活性化及び雇用拡大を同時に達成するため、協力して取り組むことを目的とする。

2 協定締結に至った背景・経緯

東京都では、温室効果ガスの削減を確実に進めるため、東京都環境確保条例を改正し、4月1日から「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」をスタートさせた。

削減義務の履行手段の一つとして、都外からの再生可能エネルギーの環境価値の取引が認められており、本県は風力や地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーが豊富な地域として、他の4道県とともに協定を締結した。

再生可能エネルギー地域間連携のイメージ



3 今後の取組

(1) グリーン電力証書化の推進

県有施設の太陽光発電量及び住宅用太陽光発電補助金対象の自家消費分電力量のグリーン電力証書化の実施

その他の県内施設の風力発電、太陽光発電等のグリーン電力証書化の働きかけ

(2) 六都道県の連携の推進

六都道県地域間連携担当者連絡会の設置

共同して国や関係団体への環境整備に関する働きかけ

(3) 再生可能エネルギー地域間連携に関するフォーラムの開催

(参考)

東京都における排出量削減義務と排出量取引制度 (東京都環境確保条例)

1 目的

2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減するため、大規模事業所(業務・産業部門)による排出を削減する。

2 削減義務の内容

(1) 対象事業所

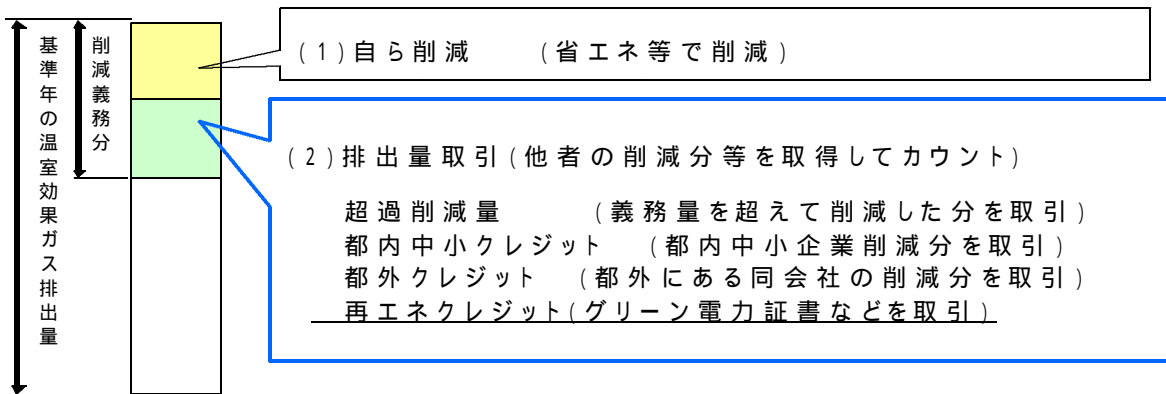
燃料、電気、熱の使用量が原油換算で1,500 k L以上/年の事業所

(2) 削減義務率

オフィスビル等：5年平均(2010年～2014年)で8%

その他事業所：5年平均6%

3 義務の履行方法



「グリーン電力証書」とは：太陽光や風力などの自然エネルギーによる電力は、電気そのものの価値に加え、CO₂排出を削減するという「環境価値」を持っていると見なされる。

この環境価値を第3者機関の認証のうえで証書化したものを「グリーン電力証書」という。

